めぐみ荘　感染症予防対策指針

第１章 総則

第１条 目的

本指針は、デイサービスセンターめぐみ荘および居宅介護支援事業所めぐみ荘における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を定め、利用者の安全確保と質の高いサービス提供を目的とする。

第２条 基本方針

1. 感染症の発生を未然に防止するための体制を整備する
2. 感染症発生時における迅速かつ適切な対応体制を確立する
3. 職員の感染症に関する知識の向上と意識啓発を図る

第２章 平常時の対応

第３条 日常的な対策

1. 標準予防策の徹底
    - 手洗い・手指消毒の励行
    - 個人防護具（マスク、手袋、エプロン等）の適切な使用
    - 環境整備・清掃の実施
2. 健康管理
    - 利用者の毎日の健康チェック
    - 職員の健康状態の把握
    - 予防接種の推奨
3. 教育・研修
    - 年１回以上の感染症予防研修の実施
    - 最新の感染症情報の共有

第４条 設備・備品の管理

1. 感染対策に必要な物品の定期的な在庫確認

2. 消毒薬・個人防護具等の適切な管理
3. 汚物処理用具の整備と管理

第 3 章 感染症発生時の対応

第 5 条 初動対応

1. 感染症発生の確認
    - 症状の確認と記録
    - 医療機関への受診勧奨
2. 施設内報告体制 発見者→施設管理者→全職員へ周知
3. 関係機関への報告
    - 保健所
    - 大村市長寿介護課
    - 利用者家族
    - 介護支援専門員

第 6 条 感染拡大防止措置

1. 感染者・疑い者への対応
    - 個室での対応
    - 専用の介護用品の使用
    - 接触制限の実施
2. 環境整備
    - 消毒の強化
    - 換気の徹底
    - 汚染物の適切な処理
3. サービス提供体制の検討
    - 利用制限の判断
    - 代替サービスの検討
    - 職員体制の確保

第７条 情報管理・記録

1. 感染症発生状況の記録
2. 対応措置の記録
3. 関係機関とのやり取りの記録

第４章 組織体制

第８条 感染対策委員会

1. 構成員
    - 施設長　上野　真
    - 生活相談員　青木　祐二
    - 介護支援専門員　岩田　由紀
2. 役割
    - 感染対策の検討・決定
    - マニュアルの作成・更新
    - 職員研修の企画・実施
    - 発生時の対応統括
    - 全職員への委員会結果の周知
3. 開催
    - 半年に１回以上開催
    - 感染症流行時は必要に応じ適宜開催

第９条 連絡体制

1. 施設内連絡網の整備
2. 関係機関連絡先リストの作成・更新
3. 夜間・休日の連絡体制の確立

付則

本指針は令和６年４月１日より施行する。